

**千葉市発の規制改革提案が実現しました！  
～大規模小売店舗の駐輪場にシェアサイクルが設置可能に！～**

千葉市では、国家戦略特区における新たな規制改革事項として、国に対し、大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という）に係る新規提案を行った結果、本市提案の有効性が認められ、全国措置となりましたので、お知らせします。

これを受け、市内の商業施設2店舗の駐輪場にシェアサイクルポートを設置しますので、併せてお知らせします。

## 1 概要

駐輪場の一部をシェアサイクルポートに置き換える場合、大店立地法においては、駐輪場を減台する必要があるため、変更手続きに通常8カ月を要することから、置き換えの障壁となっていました。今回の提案により、シェアサイクルポートが周辺の地域住民、商業等の利便確保に資するものであれば、駐輪場の収容台数に含めることができる旨、経済産業省の通知において明確化されたことで、住民等の利便性向上に加え、シェアサイクル利用者の店舗来訪による地域経済の活性化等に寄与することになります。

また、本件は全国措置となったため、国家戦略特区以外の地域でも活用が可能です。

## 2 提案の背景

本市では広くシェアサイクルが普及しており、市内の商業施設からも多くの設置要望があるところです。一方で小売店舗面積1,000㎡を超える商業施設については、大店立地法が適用となり、店舗の規模に応じた駐輪場の確保が必要となることから、余剰スペースが用意しづらく、シェアサイクルの設置が難しい状況でした。

そのため、国家戦略特区の枠組みを活用し、国に対して、駐輪場とシェアサイクルポートを同一とみなす旨の提案を行ったところです。

## 3 設置予定店舗

- ・イオンスタイル千葉みなと（中央区問屋町2-29） 台数 12台
- ・フレスポ稲毛（稲毛区長沼原町731-17） 台数 8台

※2店舗とも4月～5月中に設置予定

## 4 添付資料

大規模小売店舗における駐輪場のシェアサイクルポート置換えに係る取扱いの明確化

## <参考>

### 大店立地法について

店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗の立地に伴って生じる交通渋滞、騒音等、周辺的生活環境への影響について適正な対応を図るため、地域住民の意見を反映しつつ、公正かつ透明な手続きによって、法の運用主体である都道府県および政令指定都市が個別ケースごとに地域の実情に応じた調整を行うための手続きを定めるものです。

### 国家戦略特区について

「世界で一番ビジネスをしやすい環境」を作ることを目的に、地域や分野を限定することで、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度です。平成25年度に関連する法律が制定され、平成26年5月に最初の区域が指定されました。本市は平成28年1月に、東京圏の一部として指定を受けました。